

市立大洲病院患者等給食委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、市立大洲病院（以下「当院」という。）が患者等給食委託業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、本業務を行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、公平性を確保しながら、豊富な実績を有し、信頼性のより高い優れた事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 市立大洲病院患者等給食委託業務
- (2) 業務の目的 別添の患者等給食委託業務に係る仕様書のとおり
- (3) 業務内容 別添の患者等給食委託業務に係る仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和10年9月30日まで
※ただし、契約締結日までは、当該業務受託の準備期間とし、当院からの引継ぎを受けるとともに業務受託に向けた諸準備を行うこと。（当該引継ぎに係る費用は受託者負担）
- (5) 事業規模（提案限度価格）
金162,700,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。
- (6) 委託料 基本的には、管理費（人件費＋その他運営管理費）と食材費の合計額とするが、詳細は別途協議事項とする。
※食材費の上限額は、患者給食1日800円（税抜）、保育施設給食1食270円（税抜）を想定しているが、上限額を契約単価とするか、上限額以内での実費請求にするかは、上限額設定も含め協議事項とする。
※「市立大洲病院患者等給食委託業務仕様書」別紙5のNST採用経腸栄養剤・栄養補助食品一覧に掲げた食材については実費請求。（又は委託者負担）

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが

なされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

(4) 当院の令和７・８年度一般競争（指名競争）入札参加資格を有する者又は大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成１７年大洲市告示第２２号）の規定により、令和７・８年度の競争入札参加資格の認定を受けている者であること。ただし、資格の認定を受けていない者が本プロポーザルに参加を希望する場合は、令和７年１０月１日（水）（参加申込書の提出期限）までに、資格の認定と同等の書類を提出し、確認を受けることで、本プロポーザルに限り参加することができる。

(5) 公募開始日（公告日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成１７年大洲市告示第１０６号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

(6) 大洲市暴力団排除条例（平成２３年大洲市条例第２２号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

(7) 参加申込書提出時点で、当院と同程度の診療科目を有し、一般病床が概ね１００床以上の病院（同規模の施設を含む）において、患者給食業務（献立作成、食数管理業務、食材等の調達、下処理・加熱・調味等調理業務、配膳・下膳及び衛生管理等給食業務全般をいう。）受託実績を継続して５年以上有する者であること。

(8) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者又は同等の代行保証体制をとれることが確認できること。

(9) 病院給食業務に係る医療関連サービスマーク認定業者であるか又は医療法第１５条の３第２項の業務委託基準に適合する者であることを証明できること。

５ プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和７年９月１６日(火)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和７年９月２４日(水) １７時まで
③ 施設見学会	令和７年９月２２日(月)
④ 実施要領等に関する質疑回答	令和７年９月２６日(金) (当院ホームページに掲載)
⑤ 参加申込書の提出期限	令和７年１０月１日(水) １７時必着
⑥ 参加申込書の確認結果の通知	令和７年１０月３日(金)
⑦ 企画提案書等の受付期間	令和７年１０月６日(月) から 令和７年１０月１６日(木) １７時必着
⑧ 企画提案書の審査(プレゼンテーションの実施)	令和７年１０月下旬予定

⑨ 審査結果の通知	令和7年10月下旬予定
⑩ 審査結果等の公表	令和7年11月上旬予定
⑪ 業務委託契約の締結	令和8年4月1日

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和7年9月16日（火）

② 公表方法

当院ホームページ (<https://www.city.ozu.ehime.jp/site/ozuch/>)

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、当院のホームページからダウンロード可能です。また、当院事務課でも配布します。

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期日

令和7年9月24日（水）午後5時までとします。（ただし、受信確認は、午前8時30分から午後5時までとします。）なお、土日祝日は除きます。

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

市立大洲病院事務課 E-mail: oozubyouin@city.ozu.ehime.jp

電話番号: 0893-24-2151（直通）

4) 回答方法

令和7年9月26日（金）午後5時以降に当院のホームページに掲載します。

(2) 施設見学会の実施について

1) 開催日時 令和7年9月22日（月）午前10時～正午

2) 開催場所 市立大洲病院

3) 申込受付期限 令和7年9月19日（金）午後5時まで

4) 参加人数 1事業者当たり3名以内とします。

5) 申込方法 施設見学会参加届（様式2）により、下記担当部署へファックスまたはメールにより申込

市立大洲病院管理部事務課用度係

FAX 番号 (0893) 24-0036

E-mail oozubyouin@city.ozu.ehime.jp

6) その他 施設見学会参加届を提出し、無断欠席をした者は参加者資格を失いますので、ご注意ください。

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市病院事業会計規程等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

- 1) 参加申込書（様式3）
- 2) 業務受託実績書（様式4）
- 3) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
- 4) 添付書類

⑦定款

⑧登記事項証明書又は登記簿謄本

⑨直近の収支予算書及び事業計画書並びに収支計算書及び事業報告書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等を含む）

⑩市税（全税）及び国税（法人税・消費税及び地方消費税）の納税証明書（契約等に関する権限を委任された事務所所在地のもの。）

※ただし、当院又は大洲市に一般競争入札（指名競争）入札参加資格審査申請により資格を有しているものについては、その申請書の写しを添付することにより、⑦から⑩の提出を省くことができる。

⑪公益社団法人日本メディカル給食協会との代行保証契約書の写し又は代行保証を行う者との業務代行契約書の写し

⑫医療関連サービスマーク認定証の写し又は医療法第15条の3第2項の基準に適合することを証する書類

② 提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時必着（受付時間帯は、土日祝日の休業日を除く午前8時30分から午後5時までとします。）

③ 提出場所

市立大洲病院事務課 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地

④ 提出方法

郵送又は持参（郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出場所に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。）

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果通知書（様式5）を電子メール及び文書で通知します。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

企画提案書の提出については、「市立大洲病院患者等給食委託業務企画提案書作成要領及び選定審査要領」に基づくものとします。

1) 企画提案書表紙（様式6）

2) 企画提案書

⑦当該業務の管理責任者調書（様式7）

④当該業務の業務実施体制図（様式 8）

本業務遂行にかかる従事者全体（再委託も含む。）の体制図を示すこと。

⑤当該業務の実施方針及び手法（様式 9）

○特徴的な取り組み提案

○業務の運用手法（資材の配置及び管理方法を含む）

○その他提案

⑥当該業務の工程表（任意様式）

3) 見積書及び内訳書（様式 10）

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とし、提案限度額以下の金額を記載してください。なお、1 月当たりの管理費のみの見積金額（食材費は除く）とします。

② 提出期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）から令和 7 年 10 月 16 日（木）まで（受付時間帯は、土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までとします。）

③ 提出場所

市立大洲病院事務課 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地

④ 提出方法

直接持参してください。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 6 部とします。（サイズは A4 とします。）

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施場所

市立大洲病院 3 階講義室

② 実施日時

令和 7 年 10 月下旬（確定後通知します。）

③ プレゼンテーションの内容

⑦提出書類等のみに基づきプレゼンテーションを実施すること。

⑧各参加事業者の持ち時間は 30 分とします。（説明 15 分、質疑応答 15 分）

⑨プロジェクターなどの機器を使用する場合は各自で準備すること。（スクリーンは発注者で用意します。）また、準備時間について持ち時間に含まないものとし、説明員は 5 名以内とします。

※企画提案書の提出者が 1 者の場合でも、当該企画競争は成立します。また、企画提案書の提出者が多数の場合は、書類審査とヒアリング等を分けて実施する 2 段階での選定になる場合があります。

※企画提案書等の内容等詳細については、「市立大洲病院患者等給食委託業務企画提案書作成要領及び選定審査要領」に基づくものとします。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、当院が設置する「市立大洲病院患者等給食委託業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、プレゼンテーション・ヒアリング内容及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

なお、本業務の基本的な考え方については別添仕様書のとおりとします。

(3) 審査基準

詳細については、「市立大洲病院患者等給食委託業務企画提案書作成要領及び選定審査要領」に基づくものとします。

(4) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者としてします。

(5) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和7年10月下旬以降、当院ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市病院事業会計規程（平成23年大洲市病院事業管理規程第5号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 当院が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

当院は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 施設見学会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を当院に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（当院からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式12）により届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとします。ただし、当院が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使

用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成１７年大洲市条例第１０号）に基づき公開することがあります。

- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負いません。
- ⑫ 本件は、令和８年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しません。

13 その他

(1) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

① 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合、事業管理者は契約を解除することができる。この場合、契約に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、受託者は直ちにその損害を賠償しなければならない。

② その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、委託業務継続の可否等について協議するものとする。

(2) その他疑義が生じた場合の措置

契約書の解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合は、事業管理者と受託者は誠意をもって協議するものとする。

14 問い合わせ先

所在地 〒795-8501 愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地
担当部署 市立大洲病院管理部事務課用度係（担当：磯崎）
電話番号 0893-24-2151 内線 164
FAX 番号 0893-24-0036
E-mail oozubyouin@city.ozu.ehime.jp